

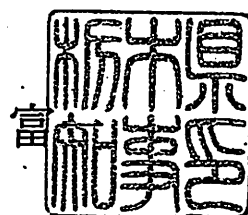
復興大臣

根本 匠 様

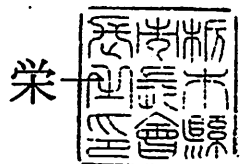
除染の推進に関する緊急要望

平成 25 年 6 月 26 日

栃 木 県 知事 福田



栃木県市長会 会長 佐藤



栃木県町村会 会長 古口



放射性物質汚染対処特措法の「基本方針」において、国は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処に関して、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任を負っていることに鑑み、必要な対策を講じるものとしています。

しかしながら、国の支援制度は、隣接する福島県と本県とで制度の枠組みが異なり、特に住宅の除染については、庭の表土除去等が補助対象外であるなど支援対象が限定されていることから、一部の市町村では、地域の実情を踏まえ早期に放射線量の低減を図るため、国庫補助制度に加え、単独事業によって除染等の措置に取り組まざるを得ない状況にあります。

つきましては、下記のとおり国の責任において地域の実情を踏まえた除染対策を推進するよう強く要請します。

記

- 1 国は、除染の推進に当たり、栃木県内の汚染状況重点調査地域において「比較的線量の高い地域」と同等の財政措置が講じられるよう十分な支援を行うこと。